

議案第 49 号

熊取町立小中学校校務用ノートパソコン機器の購入について

熊取町立小中学校校務用ノートパソコン機器を購入するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び要議決契約等条例（昭和 39 年条例第 2 号）第 3 条の規定により、下記のとおり議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 7 日提出

熊取町長 藤原敏司

記

1. 購入物品名 熊取町立小中学校校務用ノートパソコン機器
2. 契約の方法 指名競争入札による契約
3. 契約の金額 金 8, 999, 870 円
4. 契約の相手方 大阪府大阪市港区磯路二丁目 2 1 番 1 号
日本電通 株式会社
代表取締役社長 戸谷 典嗣

物品購入概要

1. 購入物品
及び数量
①ノートパソコン…………… 74台
②Office Standard…………… 74ライセンス
※既設ノートパソコン（73台）の廃棄を含む。
2. 納入場所
熊取町野田二丁目地内他
（中央小学校、西小学校、南小学校、北小学校、東小学校、
熊取中学校、熊取北中学校、熊取南中学校、教育委員会事務局）
3. 納入期限
令和4年12月28日